

令和 6 年 市 議 会
議員提出議案第 1 4 号

別府市議会会議規則の一部改正について

別府市議会会議規則の一部を次のように改正する。

令和 6 年 1 2 月 1 7 日 提出

提出者	別府市議会議員	三 重 忠 昭
賛成者	別府市議会議員	森 裕 二
賛成者	別府市議会議員	小 野 佳 子
賛成者	別府市議会議員	安 部 一 郎
賛成者	別府市議会議員	野 口 哲 男
賛成者	別府市議会議員	吉 富 英三郎

記

別府市議会会議規則の一部を改正する規則

別府市議会会議規則（昭和 4 6 年別府市議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

目次中「(第 1 6 8 条)」を「(第 1 6 7 条の 2—第 1 6 8 条)」に改める。

第 3 条中「また」を「、また」に改める。

第 4 条第 3 項中「はかつて」を「諮って」に改める。

第 7 条中「すべて」を「全て」に改める。

第 9 条第 2 項中「認めるときは」の次に「、会議に宣告することにより」を加え、同項ただし書中「はかつて」を「諮って」に改め、同条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であって緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更す

ることができる。

第14条中「そなえ」を「備え」に改める。

第15条中「再び」を「、再び」に改める。

第17条中「そなえ」を「備え」に改める。

第18条ただし書中「はかつて」を「諮って」に改める。

第19条第1項中「承認を要する」を「許可を得なければならない」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

第19条第2項及び第3項中「承認」を「許可」に改める。

第20条ただし書中「かえる」を「代える」に改める。

第21条中「はかつて」を「諮って」に改める。

第23条中「終らなかった」を「終わらなかった」に、「さらに」を「更に」に改める。

第24条第1項中「終った」を「終わった」に改め、同条第2項中「終らない」を「終わらない」に、「はかつて」を「諮って」に改める。

第29条中「、職員の点呼に応じて」を「、議長の指示に従って」に、「、投票を備え付けの投票箱に投入する」を「、投票する」に改める。

第30条中「終った」を「終わった」に改める。

第31条第3項中「きいて」を「聴いて」に改め、同条に次の1項を加える。

4 投票の効力に係る法第118条第6項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第35条ただし書中「はかつて」を「諮って」に改める。

第37条第1項中「次項及び」を削り、「聞き」を「聴き」に改め、同条第3項中「はかつて」を「諮って」に改める。

第38条中「まって」を「待って」に改める。

第39条第1項中「ついで」を「次いで」に改め、同条第3項中「はかつて」を「諮って」に改める。

第42条中「終った」を「終わった」に改める。

第44条第2項中「審査を終らなかった」を「審査又は調査を終わらなかった」に、「会議」を「議会」に改める。

第45条第2項中「ときは」の次に「、議会の承認を得て」を加える。

第50条第1項中「すべて」を「全て」に改める。

第52条第1項中「すべて」を「全て」に、「終った」を「終わった」に改める。

第54条中「終った」を「終わった」に改め、同条ただし書中「終る」を「終わる」に改める。

第55条第1項中「すべて」を「全て」に、「こえて」を「超えて」に改め、同条第2項中「発言を」を「、発言を」に改める。

第56条中「こえる」を「超える」に改める。

第57条第2項中「はかつて」を「諮って」に改める。

第59条中「終らなかった」を「終わらなかった」に、「さらに」を「更に」に改める。

第60条第1項中「終った」を「終わった」に改め、同条第3項中「はかつて」を「諮って」に改める。

第63条第2項中「はからなければ」を「諮らなければ」に改める。

第65条中「又は」を「、又は」に改める。

第66条ただし書中「かえる」を「代える」に改める。

第67条中「とろうと」を「採ろうと」に改める。

第70条第1項中「とろうと」を「採ろうと」に改め、同条第2項中「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第71条第1項中「とる」を「採る」に改める。

第74条中「(開票及び投票の効力)」を「(開票及び投票の効力)第1項から第3項まで」に改める。

第76条ただし書中「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第77条第1項中「とらなければ」を「採らなければ」に改め、同条第2項中「とる」を「採る」に改め、同項ただし書中「はかつて」を「諮って」に改め、同条第3項中「すべて」を「全て」に、「とる」を「採る」に改める。

第80条第1項中「あらかじめ文書で」を「前条の規定によりあらかじめ」に改める。

第84条第2項中「第81条」の次に「(公述人の発言)」を、「第82条」の次に「(議員と公述人の質疑)」を、「前条」の次に「(代理人又は文書に

よる意見の陳述)」を加える。

第 8 5 条第 2 項中「録音機器によって記録し、又は速記法によって速記する」を「速記法その他議長が適当と認める方法によって記録する」に改める。

第 9 4 条の 2 中「規定による」を「規定に基づく」に、「出席した」を「出席している」に改める。

第 9 6 条ただし書及び第 9 9 条ただし書中「はかつて」を「諮って」に改める。

第 1 0 0 条中「承認を要する」を「許可を得なければならない」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、会議の議題となる前においては、委員長の許可を得なければならない。

第 1 1 0 条中「終った」を「終わった」に改める。

第 1 1 4 条中「すべて」を「全て」に改める。

第 1 1 6 条第 1 項中「すべて」を「全て」に、「こえて」を「超えて」に改める。

第 1 1 7 条第 1 項中「議員」の次に「(以下この条において「委員外議員という。)」を加え、「聞く」を「聴く」に改め、同条第 2 項中「委員でない議員」を「委員外議員」に、「申し出」を「申出」に改め、同条第 3 項中「規定による」を「規定に基づく」に、「委員でない議員」を「委員外議員」に、「当該委員会に出席することができる」を「説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することができる」に改め、同条に次の 1 項を加える。

4 前項の委員外議員が、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

第 1 1 8 条中「終った」を「終わった」に改め、同条ただし書中「終る」を「終わる」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 法第 1 0 9 条第 9 項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれている場合において、委員長が、委員として発言するときは、委員長の職務を行うことができない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長の職務を行うことができない。

第 1 1 9 条第 2 項中「はかつて」を「諮って」に改める。

第 1 2 1 条中「終らなかった」を「終わらなかった」に、「さらに」を「更に」に改める。

第 1 2 2 条第 3 項中「はかつて」を「諮って」に改める。

第 1 2 4 条中「又は」を「、又は」に改める。

第 1 2 5 条の見出し中「朗読」を「配布」に改め、同条中「職員をして朗読させる」を「その写しを委員に配布する」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布に代えることができる。

第 1 2 6 条第 6 項中「はかり」を「諮り」に改める。

第 1 2 8 条中「とろうと」を「採ろうと」に改める。

第 1 2 9 条ただし書中「規定による」を「規定に基づく」に改める。

第 1 3 1 条第 1 項中「とろうと」を「採ろうと」に改め、同条第 2 項中「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第 1 3 2 条第 1 項中「とる」を「採る」に改める。

第 1 3 5 条中「第 2 9 条」を「、第 2 9 条」に、「(開票及び投票の効力)」を「(開票及び投票の効力) 第 1 項から第 3 項まで」に改める。

第 1 3 7 条ただし書中「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第 1 3 8 条第 1 項中「とる」を「採る」に改め、同項ただし書中「はかつて」を「諮って」に改め、同条第 2 項中「すべて」を「全て」に、「とる」を「採る」に改める。

第 1 3 9 条第 2 項中「法人のときは」を「法人の場合には」に、「、法人の名称」を「並びに法人の名称」に改め、同条第 5 項中「承認」を「許可」に改め、同条に次の 1 項を加える。

6 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となった後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

第 1 4 1 条第 1 項ただし書を次のように改める。

ただし、常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

第 1 4 1 条第 2 項を次のように改める。

2 委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。

第141条第3項中「みなす」を「みなし、それぞれの委員会に付託する」に改める。

第142条第3項中「規定による」を「規定に基づく」に、「委員会に出席」を「説明」に改め、同条に次の1項を加える。

4 前項の紹介議員が、オンラインによる方法で説明することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

第143条第1項中「意見を付け、」を削り、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。

第144条中「ついてはこれを」を「ついては、これを」に改める。

第145条中「、その内容が請願に適合する」を「議長が必要であると認める」に改める。

第146条第2項中「はかつて」を「諮って」に改める。

第150条を次のように改める。

(決定の通知)

第150条 前条の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第152条中「つえ、かさ」を「傘」に改め、同条ただし書中「議長の許可を得たときは」を「会議への出席に必要と認められる物であって議長にあらかじめ届け出たものについては」に改める。

第157条の見出し中「印刷物」を削り、同条中「資料、新聞紙、文書等の印刷物」を「資料等」に改める。

第159条中「すべて」を「全て」に改め、同条ただし書中「はかつて」を「諮って」に改める。

第161条中「することは」を「することが」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(代理弁明)

第161条の2 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わって弁明させることができる。

第163条ただし書中「さらに」を「更に」に改める。

第166条第4項第1号を次のように改める。

- (1) 大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の構成員個人の責に帰することができない事由により協議等の場を招集しようとする場所に参集することが困難である場合

第166条第4項第2号中「開催場所への参集が困難な構成員からオンラインによる方法での開催の請求があるとき。」を「協議等の場を招集しようとする場所に参集することが困難である場合」に改める。

第9章中第168条の前に次の2条を加える。

(電子情報処理組織による通知等)

第167条の2 議会又は議長若しくは委員長（以下この条及び次条第1項において「議会等」という。）に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（次項及び第6項並びに次条において「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第4項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

- 2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。
- 3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。
- 4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファ

イルへの記録がされた時(第20条(日程の作成及び配布)、第66条(答弁書の配布)、第86条(会議録の配布)、第125条(答弁書の配布)、第140条(請願文書表の作成及び配布)第1項及び第141条(請願の委員会付託)第1項の規定による議員に対する通知にあっては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機(入出力装置を除く。)による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。)に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時)に当該者に到達したものとみなす。

- 5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること(以下この項において「署名等」という。)が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。
- 6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知(第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。)」とする。

（電磁的記録による作成等）

第167条の3 この規則の規定（第28条（投票用紙の配布及び投票箱の点検）第1項（第74条（選挙規定の準用）において準用される場合を含む。）を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（次項において「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

第168条ただし書中「はかつて」を「諮って」に改める。

別表に次のように加える。

議会改革推進委員会	議会改革の推進に関し議長が要請する事項について協議又は調整を行う。	議会改革推進委員会委員	議会改革推進委員会委員長
-----------	-----------------------------------	-------------	--------------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（提案理由）

地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正により地方議会に係る手続のオンライン化が可能となったこと及び協議等の場として議会改革推進委員会を設置すること等に伴い、規則を改正しようとするものである。